

(共済金額)

特定園芸施設ごとに、共済価額の100分の40を下らず、100分の80を超えない範囲内において、組合員が選択した金額。

(事務費賦課金)

ガラス室Ⅰ類、Ⅱ類、プラスチックハウスⅤ類	共済金額10,000円当たり	6円
プラスチックハウスⅠ類、Ⅱ類、Ⅲ類、Ⅳ類甲、Ⅳ類乙	共済金額10,000円当たり	20円
プラスチックハウスⅥ類、Ⅶ類	共済金額10,000円当たり	12円

令和元年6月1日以降に共済責任期間が始まる共済関係から適用

当組合との協定に基づき、園芸施設共済の集団による申込み有の共済掛金率が適用される可能性のある集団が、行った一斉加入受付による園芸施設共済の加入申込の人数が5名以上となった場合は、当該加入申込を行った全ての者に対して、園芸施設共済割の賦課金を以下のとおり割り引く。

- ・一斉加入受付により10人以上の加入申込みがあった場合 2割引
- ・一斉加入受付により5人以上9人以下の加入申込みがあった場合 1割引

※令和元年6月21日開催の第3回通常総代会に付議する予定